

Ⅲ 申請後の注意事項

1 変更届について

申請後、平成33年3月31日までの資格有効期間内に、次に掲げる事項に変更があった場合には、直ちに以下の必要な添付書類を添えて「競争入札参加資格者変更届」《様式第19号》を提出してください。(郵送可)

No.		変更事項	建設 工事	設計 調査 測量	土木 施設 維持 管理	添付書類 (変更後のもの)	摘 要	
1	法人	商号又は名称	○	○	○	履歴事項全部証明書(写し可)	申請日前3か月以内のもの	
			○	○	○	使用印鑑届 又は 委任状		
2	個人	商号又は名称	○	○	○	使用印鑑届 又は 委任状	申請日前3か月以内のもの	
			○			建設業許可の変更届の写し		行政庁の受理印のあるもの
				○		登録行政庁に提出した変更届の写し	設計調査測量の登録がある場合※1	
3	法人	本店(主たる営業所) の所在地	○	○	○	履歴事項全部証明書(写し可)	申請日前3か月以内のもの	
			○	○	○	使用印鑑届 又は 委任状		
			○			建設業許可の変更届の写し		行政庁の受理印のあるもの
				○		登録行政庁に提出した変更届の写し		設計調査測量の登録がある場合※1
4	個人	本店(主たる営業所) の所在地	○	○	○	使用印鑑届 又は 委任状	申請日前3か月以内のもの	
			○			建設業許可の変更届の写し		行政庁の受理印のあるもの
				○		登録行政庁に提出した変更届の写し		
				△	○	「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書(その3の2)(写し可)		申請日前3か月以内のもの 設計調査測量の場合は資格がない場合
5		本店(主たる営業所) の電話番号、FAX番号、 メールアドレス				なし		
6	法人	代表者	○	○	○	履歴事項全部証明書(写し可)	申請日前3か月以内のもの	
			○	○	○	使用印鑑届 又は 委任状		
			○			建設業許可の変更届の写し		行政庁の受理印のあるもの
7	法人	代表者の役職名又は 氏名(改姓、改名等)	○	○	○	履歴事項全部証明書(写し可)	申請日前3か月以内のもの	
			○	○	○	使用印鑑届 又は 委任状		
			○			建設業許可の変更届の写し		行政庁の受理印のあるもの
8	個人	事業主の氏名(改姓、 改名等)	○	○	○	使用印鑑届 又は 委任状	申請日前3か月以内のもの	
			○	○	○	戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (写し可)		
			△			又は 建設業許可の変更届の写し		行政庁の受理印のあるもの
				△		又は 登録行政庁に提出した変更届の写し		設計調査測量の登録がある場合※1
9		代理人	○	○	○	委任状(様式第10号)	申請日前3か月以内のもの	
			○			建設業許可の変更届の写し		行政庁の受理印のあるもの

Ⅲ 申請後の注意事項

No.	変更事項	建設 工事	設計 調査 測量	土木 施設 維持 管理	添付書類 (変更後のもの)	摘 要
10	代理人の役職名	○	○	○	委任状(様式第10号)	
11	代理人の氏名(改姓、改名等)	○	○	○	委任状(様式第10号) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (写し可)	申請日前3か月以内のもの
12	代理人を置く営業所の名称	○	○	○	委任状(様式第10号) 建設業許可の変更届の写し 登録行政庁に提出した変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの 設計調査測量の登録がある場合※1
13	代理人を置く営業所の所在地	○	○	○	委任状(様式第10号) 建設業許可の変更届の写し 登録行政庁に提出した変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの 設計調査測量の登録がある場合※1
14	代理人を置く営業所の電話番号、FAX番号、電子メールアドレス				なし	
15	建設業許可番号	○			許可通知書(証明書)の写し	許可換えの場合は必要 更新の場合は不要
16	監理技術者数	○			監理技術者の状況(様式第16号)	
17	設計調査測量における登録の有無		○		次に該当するものの写し ・新規又は更新の登録通知書(証明書) ・登録の取消、削除の通知書 ・更新されなかった旨を記載した書面	測量業者・建築士事務所の登録については、申請事業所が登録されていることがわかるものも併せて提出
18	資本金額	○	○	○	履歴事項全部証明書(写し可)	申請日前3か月以内のもの

※1 申請事業所で測量業者・建築士事務所の登録がある場合は、申請事業所の変更内容がわかるもの。(変更届を提出する場合は、登録行政庁の受理印があるもの。)

地質調査・補償コンサルタント・建設コンサルタント・不動産鑑定業者・計量証明事業者・土地家屋調査士の登録の場合は申請事業者の変更内容がわかるもの。(変更届を提出する場合は、登録行政庁の受理印があるもの。)

※2 審査の過程で上記以外の添付書類が必要になった場合は、追加で書類をお願いすることがあります。

- ◇ 1法人で複数の事業所を登録している場合は、**登録している事業所ごとに変更申請及び添付書類の提出**を行う必要があります。
- ◇ 変更届は、小川地区衛生組合に複数の業務で申請している場合には、**申請業務ごとに作成**してください。
- ◇ 変更届の「受付番号」欄には、小川地区衛生組合の**受付番号を必ず記入**してください。
- ◇ 平成29・30年度にも申請していた者が、平成31年5月31日までの間に変更等の届出を行う場合には、平成29・30年度分と平成31・32年度分の2通の変更届が必要になります。

Ⅲ 申請後の注意事項

2 参加資格の再審査について

相続、合併、分割又は事業譲渡により、入札参加資格者から当該営業の一切を承継し、競争入札参加資格を承継しようとするときは、再審査の申請をしてください。

会社更生法の規定により、更生手続開始の決定をされた者又は民事更生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、再審査の申請をしてください。

なお、再審査の申請にあたっては、事務局までお問い合わせください。

3 参加資格の抹消について

次に掲げる事項に該当するときには、資格を抹消することがありますので、注意してください。

- ・ 申請書類又は添付書類に虚偽の記載をしたとき。
- ・ 記入誤りや記入漏れ、必要書類の添付漏れ等が発見され、その補正の要請に応じないとき。
- ・ 変更届を必要とする事項についての届出を怠ったとき。

問い合わせ 及び提出先	小川地区衛生組合 事務局 総務担当 〒355-0314 埼玉県比企郡小川町大字中爪1681-2 TEL 0493-72-0441 FAX 0493-73-0217
----------------	---